

改正

昭和44年4月18日教委規則第4号  
昭和57年9月24日教委規則第7号  
昭和58年4月6日教委規則第3号  
平成19年3月13日教委規則第1号  
平成25年1月21日教委規則第1号  
平成28年4月1日教委規則第1号  
平成29年4月1日教委規則第1号

高森町奨学金貸与規則

(目的)

**第1条** この規則は、高森町に居住しているものの子弟であって、高等学校又は大学（これらと同等と認める学校も含む。）に在学するもので、向学心を有しながら、経済的理由で修学困難な者に対して毎年度予算の範囲内で奨学金を貸与することを目的とする。

(貸与対象者及び貸与額)

**第2条** 奨学金の貸与を受けることができる者及び貸与額は、別表のとおりとする。

(貸与の期間)

**第3条** 奨学金の貸与を受ける期間は、正規の修学期間内とする。

(利息)

**第4条** 奨学金には、利息を付けない。

(出願手続)

**第5条** 奨学金の貸与を受けようとする者は、在学学校長の推薦を受け所定の期日までに次の書類を高森町教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

- (1) 奨学生願書（様式第1号）
- (2) 奨学生推薦調書（様式第2号）
- (3) 成績証明書

(貸与の決定)

**第6条** 奨学金の貸与の許否は、委員会が決定し本人に通知する。

(誓約書)

**第7条** 奨学金の貸与を許可された者（以下「奨学生」という。）は、連帯保証人（親権者又は後見人）及び保証人が連署した誓約書（様式第3号）を委員会に提出しなければならない。

2 前項の保証人は、高森町内に居住し、かつ、相当の資力を有する成年者でなければならない。

(奨学金の交付)

**第8条** 奨学金は、本人に交付する。ただし、数月分合せて交付することができる。

(奨学金の休止)

**第9条** 奨学生が次の各号の一に該当する期間（第2号の場合にあつては、前年度以前の同一学年において奨学金の貸与を受けなかった期間に相当する期間を除く。）奨学金の貸与を休止する。

- (1) 休学したとき。
- (2) 進級できなかつたため同一学年を重ねて履修するとき。

(奨学金の停止)

**第10条** 奨学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、翌月分から奨学金の貸与を停止する。

- (1) 第2条に定める要件を欠くに至ったとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 心身の故障のため、修学の見込みがなくなったとき。
- (4) 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) 前各号のほか、奨学生として不適当と認めるとき。

(奨学金の償還)

**第11条** 奨学金の貸与を受けた者は、卒業の月の6月後から貸与を受けた期間の2倍の期間内に、その全額を月賦、半年賦又は年賦で償還しなければならない。ただし、全額を一時に償還することを妨げない。

**第12条** 奨学生が退学し、又は奨学金を辞退し、若しくは停止されたときは、その月の6月後から前条の規定に準じて奨学金を償還しなければならない。

(借用証書)

**第13条** 奨学生が奨学金の全額を借り受けたときは、連帯保証人及び保証人が連署した奨学金借用証書(様式第4号)を委員会に提出しなければならない。

2 奨学生が退学し、又は奨学金を辞退し、若しくは停止されたときは、既に貸与を受けた奨学金について、前項に準じて奨学金借用証書を委員会に提出しなければならない。

(償還猶予)

**第14条** 進学又は疾病その他正当の理由により、委員会が奨学金の償還を困難と認めたときは、相当の期間償還を猶予することができる。この場合、奨学生及び連帯保証人は、事情を添えて奨学金の償還猶予を委員会に願い出なければならない。

(償還期間の延長)

**第15条** 疾病その他正当な理由により、委員会が奨学金の償還を困難と認めたときは、償還期間を最長で2倍まで延長し、1回の償還金額を最大2分の1に減額することができる。この場合は、奨学金の償還期間延長を委員会に願い出なければならない。

(償還免除)

**第16条** 奨学生又は奨学生であった者が、次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の全部又は一部の償還を免除することができる。この場合、連帯保証人又は遺族は、事情を添えて奨学金の償還免除を委員会に願い出なければならない。

- (1) 本人が奨学金償還完了前に死亡したとき。
- (2) 精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失、又は労働能力に高度の制限を有するとき。

(延滞利息)

**第17条** 正当の理由がなくして奨学金の償還を遅延したときは、100円につき1日4銭の割合で延滞利息を徴収する。

(届出)

**第18条** 奨学生は、次に掲げる場合は、連帯保証人及び保証人の連署の上、直ちに、その旨を委員会に届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学又は退学したとき。
- (2) 本人又は連帯保証人若しくは保証人の身分、住所その他重要な事項に異動があったと

き。

- 2 保証人が死亡し、若しくはその他理由により資格を失い、又は委員会において不相当と認めてその変更を命じたときは、直ちに、別の保証人を定めて、保証人変更届（様式第5号）を提出しなければならない。

**第19条** 奨学生であった者は、奨学金償還完了前に本人、連帯保証人、保証人の身分、住所、職業その他重要な事項に異動があったときは、その旨を委員会に届け出なければならない。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和44年4月18日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

**附 則**（昭和57年9月24日教委規則第7号）

**改正**

平成25年1月21日教委規則第1号

この規則は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

**附 則**（昭和58年4月6日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成19年3月13日教育委員会規則第1号）

**改正**

平成25年1月21日教委規則第1号

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行し、同日以降に貸与の決定をする奨学金から適用する。

（経過措置）

- 2 平成19年3月31日から引き続き奨学金の貸与を受ける者に係る奨学金の貸与対象者の要件及び貸与額は、改正後の規則別表にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**（平成25年1月21日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成28年4月1日教委規則第1号）

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成29年4月1日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

**別表**（第2条関係）

貸与対象者	貸与額（月額）
次に掲げる要件を備えている者であること。	1 高等学校等に在学するもの 18,000円
1 次のいずれかに該当する者であること。 （1）生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者の世帯に属する者 （2）地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項の規定により町税が課税	2 大学等に在学するもの 30,000円

されていない世帯又は同法第323条の規定により町税が減免された世帯に属する者

(3) 世帯の全収入額（年収）が生活保護法第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により算定した当該世帯の基準額（年収に換算）の1.5倍以下であって、同法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる世帯に属する者

(4) 学習成績の評定平均値が別に定める学力基準値以上であり、かつ、主たる家計支持者の前年中の収入金額が別に定める収入基準額以下である者

2 保護者（親権を行う者又は未成年後見人をいう。以下同じ。）又は保護者であった者が高森町に居住しているものであること。

3 保護者が町税等の滞納の無いこと。

様式第1号 (第5条関係)

(表)

奨 学 生 願 書

ふりがな 氏 名	男・女		大学(高校・専門学校・高専・短大)		
			学部	学科	年次
生年月日	年 月 日(満 歳)		本人の健康状態		
本人現住所 〒(      -      )			☎ (      -      -      )		
学校所在地 〒(      -      )			☎ (      -      -      )		
家族住所 〒(      -      )			☎ (      -      -      )		
家 族 構 成					
続柄	氏名	年齢	職業・勤務先	収入額	就学者 (学校名・学年)
貸与を希望する理由					
-----					
-----					
-----					

(裏)

本人の履歴・賞罰			
年 月 日		年 月 日	
年 月 日		年 月 日	
年 月 日		年 月 日	
他の奨学金制度への出願状況の有無		有 ・ 無	
奨学金貸与 希望金額	月額 円	奨学金貸与 希望期間	自 年 月 至 年 月
貸付の可否を審査するにあたっては、高森町税務課長が保管している課税台帳により、私の世帯の町民税等の課税資料を高森町教育委員会事務局が確認することに同意します。			
父母・後見人 氏名			印
以上のとおり記載事項に相違ありません。奨学生として採用のうえ奨学金を貸与してください。			
年 月 日			
高森町長 様			
本 人 氏名			印
父母・後見人 氏名			印

様式第2号 (第5条関係)

奨 学 生 推 薦 調 書		
	学 校	
	第 学 年	
氏 名		
上記の者は、成績優秀、身体強健で奨学生として適当と認め推薦します。		
年 月 日		
	学校長	印
高森町教育委員会 様		

様式第3号 (第7条関係)

誓 約 書		
は、 の在学中奨学金の貸与を許可されました。ついては、高森町奨学金貸与規則並びに指示の事項を堅く守り、学業に勉励し、操行をつつしんで、必ず成業します。		
奨学金の償還その他の義務についても、規定に従い、連帯保証人及び保証人がその責任に任じます。		
上記誓約します。		
年 月 日		
	住 所	
	本人 氏	名印
	住所	
	連帯保証人 職業	
	氏	名印
	年 月	日生
高森町教育委員会 様		
	保 証 人 職業	
	氏	名印
	年 月	日生

様式第4号(表) (第13条関係)

<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">                 収入 印紙             </div>	奨学金借用証書
一金	円
卒業 退学する 辞退	
高森町奨学生としての頭書の奨学金の貸与を受けましたが、このたび、	
ことになりました。ついては、規定に従って私ども連帯で裏面奨学金償還明細書のとおり滞りなく償還します。若し、正当な事由がなく償還が遅延したときは、100円につき1日4銭の割による延滞利息を納めます。後日のため、この証書を差し出します。	
年 月 日	本人 氏名 印 連帯保証人 氏名 印
前記を履行することを保証します。	
年 月 日	保証人 氏名 印
高森町教育委員会 様	

(裏)

奨学金償還明細書											
決定番号	第	号	氏名	生年月日	年	月	日	学校名	学校		
償還総額			円			貸与総額			円		
年		半年賦額		(最終)		円		貸与月額			
償還期間						貸与期間					
償還期日		第1回			年 月 日		備考				
		以後毎回同日									
本人	本籍					就職先 又は入学 志望 学校	名称				
	現住所						所在地				
連帯保証人	氏名		生年月日		年 月 日		保証人	氏名		生年月日 年 月 日	
	本籍					本籍					
	現住所					現住所					
	本人との関係		職業					本人との関係		職業	



様式第5号 (第17条関係)

保 証 人 変 更 届

このたび、保証人 \_\_\_\_\_ の死亡（又は \_\_\_\_\_ ）により  
\_\_\_\_\_ をあらたに保証人と決めました。保証人は誓約書記載の義務  
一切を継承して履行の責に任じますから連署してお届けします。

年 月 日

住 所

本 人 氏名 印

住 所

連帯保証人 職業  
氏名 印

高森町教育委員会 様

本 籍

住 所

保 証 人 職業  
氏名 印

年 月 日生